

八幡浜

No.79
広報誌
2025.1

税に関する 絵はがきコンクール

2024 年度入賞作品

法人会長賞



松蔭小学校 土居心乃羽

税務署長賞



喜須来小学校 植田菜奈

最優秀賞



喜須来小学校 萩森ねね

青年部会長賞



松蔭小学校 兵頭まいき

女性部会長賞



松蔭小学校 三木悠聖

めざします企業の繁栄と社会への貢献

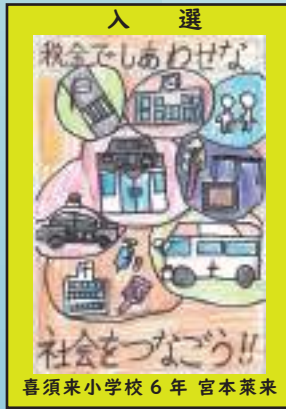
公益社団法人 八幡浜法人会

発行 公益社団法人八幡浜法人会 広報委員会
〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜 1-3-25 商工会館 4階
電話 0894-24-6250 FAX 0894-24-6253



税に関する 絵はがきコンクール

2024 年度優秀作品



法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」は八幡浜税務署管内の小学校より多くの応募作品が寄せられています。租税教室等で得た知識を小学生ならではの視点で捉えた作品は、税の大切さや、納税意識の高揚など、これからの日本を背負う子供にとって有意義なものとなっています。

ご挨拶

(公社) 八幡浜法人会
会長 菊池 英充



新年、明けましておめでとうございます。
平素より会員の皆様、並びに税務当局及び関係各団体の方々、
多方面より特段のご支援ご協力を賜り、役員一同、心より
感謝申し上げます。

我が国経済は今、大きな転換点を迎えています。世界的な
燃料価格の上昇や円安の進行に伴い輸入物価が押し上げられ、
長く続いたデフレからの脱却が目前であるとして、日銀は17年ぶりの利上げに踏み切りました。

官民で取り組んできた賃上げを巡っても、高い水準の賃上げ率を記録しました。一方で日本
経済の構造的な問題もある少子高齢化と人口減少は、当会管内でも例外ではなく、中小企業では
さらなる人手不足が深刻化しています。こうした中、当会事業委員会では、役員、会員の皆様
からの意見を取り入れ、その時々々のタイムリーなセミナーを開催しております。

令和6年度も国税庁と共催による「定額減税による年末調整説明会」では多くの皆様にご参加
頂きました。

法人会は「税のオピニオンリーダー」として公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の
意見や要望を反映しながら、財政政策の在り方から経済活性化と中小企業対策、さらには地方
の在り方まで幅広く、具体的な課題を示し提言を行っています。

法人会の組織力を生かした提言活動は、幅広い分野において提言事項の一部が盛り込まれ、
中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。全国的な提言はもちろんですが地方は
地方ならではの特徴があり画一的な施策は当てはまらないことも多く、地元の自治体に向けて
地域の問題点や改善要望など直接、提言させて頂いております。

八幡浜法人会は八幡浜税務署管内の約6割の企業を会員としており、地域に根付いた団体として
行政に対し会員の皆様の声を届ける役割もあります。

今後共、皆様と共に元気で活力があり地域経済を目指し、理念であります「税のオピニオン
リーダーとして企業の発展を支援し、地域振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」
としての法人会をよろしく願いいたします。

年頭のご挨拶

八幡浜税務署長

川松 邦治



令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人八幡浜法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

公益社団法人八幡浜法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、また、「税のオピニオンリーダー」として設立以来の大きな柱である税知識の普及や納税意識の高揚を図るための活動に熱心に取り組むとともに、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動にも幅広く取り組んでいただいております。

このような活動は、申告納税制度における税務行政の円滑な運営にとって非常に心強く、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを達成するためには欠くことのできないものとなっております。これもひとえに菊池会長をはじめとする役員の皆様の皆様のご尽力と、会員皆様のおかげであり、深く敬意を表しますとともに、厚く感謝申し上げます。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展等により急速に変化しております。

こうした中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、一昨年6月、国税庁において「税務行政のデジタルトランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」を公表し、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進という3つの柱を掲げ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大はもとより、税務手続や業務の抜本的な見直しに取り組んでいるところです。

会員の皆様におかれましては、引き続きこの取組について、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人八幡浜法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

第 12 回通常総会・記念講演会の開催



令和 6 年 5 月 20 日 (月) 八幡浜商工会館 5 階大ホールにて第 12 回通常総会を開催しました。本総会には多数の来賓の臨席を賜り、菊池会長の挨拶から始まり、八幡浜税務署長、愛媛県南予地方局八幡浜支局長、八幡浜市長よりご祝辞を頂き、その後、功労者表彰を行いました。議案審議では総会の決議事項である、令和 5 年度の決算報告について承認されました。



会員増強功労者表彰

伊予銀行 八幡浜支店 殿
愛媛銀行 八幡浜支店 殿
愛媛信用金庫 八幡浜支店 殿

福利厚生制度推進功労者表彰

大同生命保険株式会社
松山支社 小川 百合 殿
松山支社 矢野 祐子 殿
松山支社 山本 明美 殿

(五十音順)



記念講演会

働き方改革・健康経営セミナー

～社員がイキイキと働くために、知っておきたいメンタルヘルス対策～



第 12 回通常総会後の記念講演会として、AIG 損害保険株式会社共催のもと、社会保険労務士の 大野 ゆかり 氏に働き方改革・健康経営に関するご講演をしていただきました。雇用トラブルの現状とその背景について事例をお話しながら、労働時間と未払残業代に関するトラブル対策、パワハラ問題や職場でのメンタルヘルス対策のポイントについて労働基準法改正等を含め「働き方改革」への取り組み方などを解りやすく解説していただきました。

貸借対照表

令和6年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	5,033,038	4,544,148	488,890
【流動資産合計】	5,033,038	4,544,148	488,890
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	9,250,000	9,250,000	0
【基本財産合計】	9,250,000	9,250,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	2,245,000	2,045,000	200,000
【特定資産合計】	2,245,000	2,045,000	200,000
【固定資産合計】	11,495,000	11,295,000	200,000
【資産合計】	16,528,038	15,839,148	688,890
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	72,480	39,072	33,408
【流動負債合計】	72,480	39,072	33,408
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,245,000	2,045,000	200,000
【固定負債合計】	2,245,000	2,045,000	200,000
【負債合計】	2,317,480	2,084,072	233,408
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
全法連助成金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	14,210,558	13,755,076	455,482
(うち基本財産への充当額)	(9,250,000)	(9,250,000)	0
【正味財産合計】	14,210,558	13,755,076	455,482
【負債及び正味財産合計】	16,528,038	15,839,148	688,890

※財務諸表、役員名簿等、当会のホームページにて情報公開しております。

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yawatahama/public/>

正味財産増減計算書内訳表
2023年 4月 1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	公1	公2	共通	小 計	他1	共通	小 計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	185		185
基本財産受取利息				0	0	0	0	185		185
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	40		40
特定資産受取利息				0	0	0	0	40		40
受取会費	0	0	762,900	762,900	0	0	0	3,051,600		3,814,500
正会員受取会費			726,000	726,000	0	0	0	2,904,000		3,630,000
賛助会員受取会費			36,900	36,900	0	0	0	147,600		184,500
事業収益	31,200	16,000	0	47,200	37,903	0	37,903	0		85,103
研修事業収益	16,000		0	16,000	0	0	0	0		16,000
広報事業収益	15,200	16,000	0	31,200	8,800		8,800	0		40,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	9,103		9,103	0		9,103
会員親睦事業収益	0	0	0	0	20,000		20,000	0		20,000
部会等事業収益	0	0	0	0	0		0	0		0
受取補助金等	2,232,440	2,262,800	0	4,495,240	50,300	0	50,300	1,098,533		5,644,073
受取県法連補助金	32,440		0	32,440	50,300		50,300	231,533		314,273
受取全法連助成金			0	0	0		0	390,000		390,000
受取全法連助成金振替額	2,200,000	2,262,800	0	4,462,800	0		0	0		4,462,800
受取都道府県補助金			0	0	0		0	477,000		477,000
受取負担金	3,220	0	0	3,220	140,000	0	140,000	0		143,220
受取負担金	3,220	0	0	3,220	0		0	0		3,220
青年・女性受取負担金	0	0	0	0	140,000		140,000	0		140,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	275,946		275,946
受取利息	0	0	0	0	0		0	34		34
雑収益	0	0	0	0	0		0	275,912		275,912
【経常収益計】	2,266,860	2,278,800	762,900	5,308,560	228,203	0	228,203	4,426,304		9,963,067
(2) 経常費用										
事業費										
給料手当	1,474,700	1,474,698		2,949,398	842,685		842,685			3,792,083
退職給付費用	70,000	70,000		140,000	40,000		40,000			180,000
福利厚生費	192,172	192,170		384,342	109,811		109,811			494,153
事務委託費	31,010	31,010		62,020	17,720		17,720			79,740
会議費	0	0		0	455,190		455,190			455,190
旅費交通費	216,340	0		216,340	108,409		108,409			324,749
通信運搬費	241,603	279,726		521,329	30,648		30,648			551,977
消耗什器備品費	0	0		0	0		0			0
消耗品費	81,568	27,580		109,148	6,853		6,853			116,001
印刷製本費	138,924	91,564		230,488	57,328		57,328			287,816
光熱水料費	36,640	36,637		73,277	20,935		20,935			94,212
賃借料	284,886	284,886		569,772	162,792		162,792			732,564
リース料	24,948	24,948		49,896	14,256		14,256			64,152
保険料	546	546		1,092	312		312			1,404
諸謝金	0	0		0	11,000		11,000			11,000
租税公課	560	560		1,120	320		320			1,440
支払負担金	77,000			77,000	20,000		20,000			97,000
支払寄付金		110,000		110,000	0		0			110,000
委託費		118,800		118,800	0		0			118,800
会場費	4,480	3,328		7,808	8,860		8,860			16,668
広告宣伝費				0	0		0			0
事務所管理費	2,940	2,938		5,878	1,679		1,679			7,557
支払手数料	50,807	49,102		99,909	28,624		28,624			128,533
管理費										
給料手当								421,342		421,342
退職給付費用								20,000		20,000
福利厚生費								54,905		54,905
事務委託費								8,860		8,860
会議費								336,090		336,090
旅費交通費								216,950		216,950
通信運搬費								164,825		164,825
消耗什器備品費								0		0
消耗品費								13,015		13,015
印刷製本費								95,911		95,911
光熱水料費								10,467		10,467
賃借料								81,396		81,396
リース料								7,128		7,128
保険料								156		156
諸会費								121,050		121,050
租税公課								160		160
支払負担金								107,578		107,578
委託費								53,863		53,863
会場費								26,287		26,287
支払寄付金								50,000		50,000
渉外慶弔費								9,602		9,602
表彰費								20,000		20,000
事務所管理費								839		839
支払手数料								22,122		22,122
【経常費用計】	2,929,124	2,798,493	0	5,727,617	1,937,422	0	1,937,422	1,842,546		9,507,585
【当期経常増減額】	△ 662,264	△ 519,693	762,900	△ 419,057	△ 1,709,219	0	△ 1,709,219	2,583,758		455,482
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
【経常外収益計】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用										
【経常外費用計】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
【当期経常外増減額】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
法人税、住民税及び事業税										0
他会計振替額	662,264	519,693	△ 762,900	419,057	1,709,219		1,709,219	△ 2,128,276		0
【当期一般正味財産増減額】				0	0	0	0	4,712,034		4,712,034
【一般正味財産期首残高】	0	0	0	0	0	0	0	13,755,076		13,755,076
【一般正味財産期末残高】	0	0	0	0	0	0	0	14,210,558		14,210,558
II 指定正味財産増減の部										
受取補助金等	2,200,000	2,262,800	0	4,462,800	0	0	0	0		4,462,800
受取全法連助成金	2,200,000	2,262,800	0	4,462,800	0	0	0	0		4,462,800
一般正味財産への振替額	△ 2,200,000	△ 2,262,800	0	△ 4,462,800	0	0	0	0		△ 4,462,800
一般正味財産への振替額	△ 2,200,000	△ 2,262,800	0	△ 4,462,800	0	0	0	0		△ 4,462,800
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	0	0	0	0	0		0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	14,210,558		14,210,558

第18回全国女性フォーラム広島大会開催

令和6年4月18日（木）に広島グリーンアリーナにおいて、第18回全国女性フォーラム広島大会が開催されました。「2024 HIROSHIMA 今、見つめなおそう！～多島美の瀬戸・豊かな里山から～」を大会キャッチフレーズに全国の法人会女性部会員約1,700名が一堂に会しました。八幡浜女性部会からは、上甲部会長をはじめとする5名の女性部会員が参加しました。記念講演では、広島交響楽団桂冠指揮者の下野竜也氏による「音楽・師との出会い」～今、我々に求められること～と題した講演が行われました。大会式典では、広島県内に16ある女性部会による租税教育活動、社会貢献活動の様子が映像で紹介されました。次回は令和7年9月18日（木）北海道札幌市で開催予定です。



第40回法人会全国大会鹿児島大会

令和6年10月3日（木）に城山ホテル鹿児島において、第40回法人会全国大会鹿児島大会が開催されました。当日は約1,700名の企業経営者が参加し、令和7年度税制提言の報告や青年部会による租税教育活動・健康経営活動の事例発表が行われました。八幡浜法人会からは、菊地会長が参加しました。記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏による、新型コロナ渦で大打撃を受けた航空業界「危機下の経営戦略を語る」と題した講話がありました。次回は令和7年11月16日（木）高知県で開催予定です。



第38回全国青年のつどい福井大会

令和6年11月7日（木）～8日（金）にサンドーム福井等において、第38回全国青年のつどいが開催されました。今年は「福の國より未来を研（みが）け！～志を立て、新時代の扉を開こう～」を大会スローガンに全国の青年部会員約2,000名を超える登録がありました。青年部会長が数十のテーブルに分かれて討議する「円卓会議」では「会員拡大」をテーマに取り上げ活発な議論が交わされました。「租税教室」の事例発表では選抜された11会がプレゼンテーションを行うとともに各地の青年部会や企業が取り組む健康経営の実施事例を紹介する「健康経営大賞」をコンテスト形式で開催されました。

次回は令和7年11月21日（金）山梨県で開催予定です。



青年部会による 租税教室

法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」の基本理念に立脚し「租税教育活動」を大きな柱と位置付け、青年部会を中心に租税教室を行っています。租税教室は、次世代を担う児童、生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を待ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えることを目的としています。また法人会の租税教室は、講師陣が工夫を凝らしたオリジナル教材を使用して、楽しく税を学べるものとなっています。



日時	学校名	学年	生徒数	講師
6月12日	八幡浜市立喜須来小学校	6年生	26名	事務局
6月13日	西予市立明浜中学校	3年生	14名	事務局
6月14日	西予市立宇和町小学校	6年生	71名	和氣 宗一郎氏
6月14日	八幡浜市立神山小学校	6年生	23名	事務局
6月27日	八幡浜市立日土小学校	6年生	7名	事務局
6月28日	西予市立三瓶小学校	6年生	28名	三好 敏博氏
11月22日	八幡浜市立保内中学校	3年生	108名	福岡 勝也氏
今年度実施予定校				
	西予市立宇和中学校	3年生		
	伊方町立伊方中学校	3年生		
	八幡浜市立八代中学校	3年生		
	八幡浜市立松柏中学校	3年生		



女性部会会員 交流会議・交流会

令和6年6月19日（水）大洲市で第1回女性部会会員交流会議・交流会を開催しました。「おおず歴史華回廊ツアー」として、案内人がついて約1km街並みと臥龍山荘、ニッポニアホテルの見学を行いました。案内人さんからいろいろなお話を聞き、新たな発見があったりと、楽しいツアーになりました。その後、いづみやにて会食し、交流を深めました。



税の作文 法人会賞



「つなぐもの」

三崎高等学校 竹本 心音

「ピーポー、ピーポー。救急車が通ります」サイレンが、私の住む小さな町に響き渡りました。少子高齢化が進む町で、この音を耳にすることが多くなってきました。海外では、この光景が珍しいという国もあるそうです。事故でけがをしたり、持病の発作が起こったりし、どうにもできないそんな時に、日本は救急車を呼ぶのにお金がかかりません。海外では、たくさん取られてしまう国もあるそうです。なぜ日本は、お金が取られないのでしょうか。

それには、私たちが今納めている「税金」が大きく関わっていました。私は、一言で税と聞いてもどんな種類があり、どんな役割を果たしているのかわかりませんでした。今回税の作文を書くのにあたって私なりに税について調べてみると、現在の日本には、50種類ほどの税金があり、私たちが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な公共サービスをしています。その費用を、国みなどで出し合っているという仕組みです。

私が、税と聞いて一番に思い浮かぶのは、消費税です。欲しい洋服があるとき、消費税がなければもっと安く買えたのに、と何回も思ったことがあります。しかし、私が今日買った洋服の消費税も、どこかで誰かの命を救い、未来を支えているかもしれないということに気が付きました。消費税が10%に引き上げられ、物の物価の上昇と重なり、不満の声もおおくなっています。私も実はその一人でした。でも今回税の仕組みを調べてみて、いつか誰かの命を救い、自分の命も救われる日も来るかもしれない。そう思うようになりました。税を納める事がいつかにつながり、苦ではないという考えがもっと広まってほしいです。

国民全員がもっと税の重要性について理解して、必要なものという考えが広まれば、増税を受け入れてくれる人が多くなると思います。私は、今こうして当たり前のように生活ができていることも「税金」によって支えられていることに感謝し、高校卒業後は、きちんと税を納めていけるようにまずは今以上に勉強を頑張り、第一志望に受かることがスタートだと思いました。いつかのために、いつかが起こってしまわないように、たくさんの方が今よりもっといい暮らしのできるように、これからも自分のできることを精いっぱいして、思いやりのバトンをつないでいきたいです。

「僕たちを支える税金」

保内中学校2年 亀井 陽寛

税金と聞くと、あつて嬉しいという気持ちよりもなければいいのという気持ちの方が大きい人も多いと思う。実際に僕もその一人だった。例えば、千円を持ってお菓子とジュースを買いに行ったとき、消費税がなければあともう一個買えるのに……と思う。正月にはお年玉をもらう。僕の家では、もらったお年玉の中からある金額までは好きなものを買ってもよいというルールがある。毎年その決められた金額の中で、何を買おうかと楽しみに考えるが、消費税のために決められた金額を超えてしまい、買いたいものが買えず、悔しい思いをしたこともある。

母は、毎年春になると、「今日は、固定資産税を払わないといけな。」「この前固定資産税を払ったばかりなのに、今度は自動車税だ。」と溜息をついている。そんなタイミングで僕や妹が何かおねだりをしたら、「税金ばかり払ってお金がないのに、何を言ってるの」と怒られるので、たまったものではない。普段は無口の父も給与明細を見ては「働いても働いても税金ばかり取られていく。」と嘆いている。こんな風にあまりよく思われていない税金だが、税金がある場合とない場合では、僕たちの暮らしにどんな違いが生まれるのか、少し考えてみた。

僕は中学生で、部活動はテニス部に入っている。当たり前前に学校に通い、暑い夏にはエアコンのきいた教室で、寒い冬には暖かい教室で授業を受ける。授業では、一人一冊の教科書やタブレット端末が配賦され、理科の実験道具なども用意されている。また、栄養バランスの考えられた給食を食べることができ、帰宅の際にも、帰り道には街灯がついていて、安心して家に帰ることができる。

そんな当たり前の学校生活だが、学校の設備や教科書、給食、町の街灯などにすべて税金が使われている。税金がなかったら、学校へ行くために自己負担が増え、お金がなければ、学校へ行くこともできなくなる。

学校以外でも、税金は僕たちの生活を支えてくれている。僕の住む八幡浜市では、病院へ行って治療したり、薬をもらったりしても、18歳までは無料。舗装された道路、信号や標識によってスムーズに目的地に行くことができる。災害が起きてもすぐに復旧の工事が行われる、ごみ処理、警察や消防、みんなが楽しめる公園に図書館…僕たちの身の回りは税金で作られたものであふれている。

どうしても強制的に取られるイメージの税金だが、税金という仕組みがあるおかげで、誰もが平等に快適に暮らしていくことができるのだ。僕は、これから大人になって、いろいろな税金を払うことになる。僕の納めた税金が誰かの役に立ち、多くの人の暮らしを豊かにすると考えたら、ちょっと誇らしい気持ちになる。税金は僕たちを支える未来への貯金。そんな気持ちで、前向きに、気持ちよく税金を納める大人になりたいと思う。



八幡浜法人会新入会員の皆様のご紹介

令和5年10月～令和6年10月までにご入会された事業所様です。

ご入会ありがとうございます!!

事業所名	所在地
HAIR SALON Kagi	八幡浜市大正町1317
しげちゃんのからあげ	八幡浜市新港435-25
高橋畜産	西予市野村町予子林1366
そまりど園芸	西予市野村町阿下5-935
有限会社民宿大岩	西宇和郡伊方町正野26
有限会社市川造園建設	西予市宇和町新城720番地
中川産業株式会社	西宇和郡伊方町川永田乙535番地28
谷野建設株式会社	八幡浜市八代89番地2
つかむ株式会社	西予市宇和町卯之町3丁目323番地
バカ侍	八幡浜市新町2-1423-7ニューナカジマビル2階
竹や	西予市三瓶町朝立1-310-13まるやまマンション101号
株式会社My sea	八幡浜市矢野町1458-12
株式会社二宮建築	西予市野村町四郎谷1号1085番地
合同会社昭電興業社	八幡浜市松柏丁388番地9
株式会社古屋野水産	八幡浜市保内町磯崎1948-1
清家 和浩	八幡浜市松柏乙949-5
松本水産	八幡浜市向灘410番地
海里	八幡浜市清水町花小路1148-4
株式会社サトチカ	西予市城川町土居337番地2
山本亭	八幡浜市昭和通1510-126
たこ焼き今昔家	西予市野村町野村14号313番地
straw 佐藤太郎	西予市宇和町平野109
中野 忠昭	八幡浜市日土町8-1899
合同会社マツエ	八幡浜市大黒町三丁目1526-130
株式会社リエゾンファーマシー	八幡浜市矢野町徳雲坊416
株式会社ヴィスター	西予市宇和町下松葉362-1

(入会順)

八幡浜法人会
会員募集中!

青年部会・女性部会
会員も大募集!

法人会の研修会や交流会を通して、さまざまな業種の経営者と知り合うことができ、新たなつながりが生まれます。法人会では研修会を開催したり、税に関する小冊子を配布しており、正しい税知識や経営ノウハウを身につけることができます。また法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。

若手経営者向けの青年部会では主要行事の租税教育活動を中心に部会員の情報共有や交流を目的に活動しています。きめ細やかな女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」や税を考える週間PR活動をはじめとする社会貢献活動を行っています。

セミナー活動



新設法人説明会

日時 令和6年10月16日
会場 八幡浜税務署・オンライン
参加者 3名



講師 八幡浜税務署担当官



講師 高田啓史税理士

人材採用セミナー

日時 令和6年10月23日
会場 松山市・オンライン
参加者 34名
講師 西村 友祐 氏
(採用定着アドバイザー)

事業継続力強化 計画セミナー

日時 令和6年11月6日
会場 松山市・オンライン
参加者 14名
講師 岡本 陽 氏
(中小企業アドバイザー・
中小企業診断士)

雇用関係助成金 活用セミナー

日時 令和6年11月19日
会場 松山市・オンライン
参加者 42名
講師 渡部 博之 氏
(社会保険労務士)

年末調整説明会

日時 令和6年11月13日
会場 八幡浜商工会館5階
参加者 61名 講師 八幡浜税務署担当官



今後の予定

経理担当者養成講座

日時 1月24日(金)
会場 八幡浜商工会館
講師 高田啓史税理士 を予定しております。

八幡浜法人会では、直近の法改正等に対応した様々な分野のセミナーを開催しています。オンラインでのセミナーも多数開催しており、インターネットの環境があれば自社での受講も可能です。受講料は会員様価格や無料となっております。会員様にはお知らせのご案内を定期的を送付し、また八幡浜法人会のホームページにも掲載してありますので、気になるセミナーがありましたら是非お気軽にお申込みください。

2024年度 八幡浜法人会事業報告

(令和6年4月～11月)



年月日	事業名	場所
6.4.22	第1回理事会	浜味館あたご
6.5.15	女性部会 第1回役員会	八幡浜商工会館3階
6.5.20	第12回通常総会	八幡浜商工会館5階
6.6.3	青年部会 第1回役員会	高松屋 暁
6.6.12	青年部会 租税教室	八幡浜市立喜須来小学校
6.6.13	青年部会 租税教室	西予市立明浜中学校
6.6.14	青年部会 租税教室	西予市立宇和町小学校
6.6.14	青年部会 租税教室	八幡浜市立神山小学校
6.6.19	女性部会 第1回会員交流会議	大洲市
6.6.27	青年部会 租税教室	八幡浜市立日土小学校
6.6.28	青年部会 租税教室	西予市立三瓶小学校
6.7.8	第1回厚生委員会	大倉
6.7.17	青年部会 第1回会員交流会議	よっちゃん亭
6.9.26	税に関する絵はがきコンクール審査会	八幡浜商工会館3階
6.10.7	第1回拡大組織委員会	浜味館あたご
6.10.9	新設法人説明会	八幡浜税務署
6.10.23	人材採用セミナー	松山市・オンライン
6.10.25	愛媛県立入検査	事務局
6.10.30	南予女性部会正副会長会議	肴やうみ
6.11.6	事業継続力強化計画セミナー	松山市・オンライン
6.11.10	税を考える週間PR活動 @やわたはま産業まつり	八幡浜みなっと
6.11.13	年末調整説明会	八幡浜商工会館5階
6.11.18	税制提言書 提出	八幡浜市役所
6.11.19	雇用関係助成金活用セミナー	松山市・オンライン
6.11.22	青年部会 租税教室	保内中学校

税を考える週間 PR 活動

@やわたはま産業まつり

今年度の税を考える週間PR活動は、第11回やわたはま産業まつりに参加し、法人会女性部会が取り組んでいる食品ロス削減の啓発活動を行いました。食品ロス削減問題は、CO²削減による気候温暖化対策や税金の削減につながる大きな問題となっています。また会場では、税務署からの案内や防災グッズの簡易携帯トイレを無料配布したり、レプリカの1億円の重さ体験など実施しました。



八幡浜税務署からのお知らせ

○ 確定申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税の期限は、令和7年3月17日(月)、消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、令和7年3月31日(月)です。

税務署の閉庁日(土・日曜日及び祝日)は、確定申告会場での相談及び受付は行っておりません。ただし、郵便又は信書便での送付や税務署の時間外収受箱への投かんにより、作成した申告書を提出することができます。

なお、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。申告書等を書面で提出する際には、提出用の申告書等のみを提出(送付)していただきますようお願いします。

○ 自宅からスマホとマイナンバーカードを利用したe-Taxでの申告が便利です！

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。すでに約7割の方が、e-Taxで申告しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができ、計算誤りがありません。また、作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できます。令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなり、スマホ申告がますます便利になっています。

さらに、マイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。マイナポータル連携の詳細や確定申告に関する情報については、国税庁ホームページ「確定申告特集」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご覧ください。

「確定申告書等作成コーナー」



○ 電話による申告相談をご利用ください！

令和7年1月17日(金)から3月17日(月)(受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)にお電話いただき、自動音声案内に従って、『0』番を選択してください。

なお、確定申告電話相談センターでは、土・日・祝日については3月2日(日)のみ電話相談を行っております。

※ 国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して、自動音声案内に従い、「1」番を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。

○ **確定申告会場についてのお知らせ！**

税務署の確定申告会場の開設期間は、令和7年2月17日（月）から3月17日（月）（土・日・祝日を除く。）です。

上記の期間より前は、確定申告会場を開設していませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

なお、贈与税や土地などの譲渡所得についての申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月3日（月）以降にお越しください。

また、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付するほかLINEで事前発行します。

おって、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがありますので、この機会にご自宅からのe-Taxでの申告をご利用ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

開設期間	受付時間	相談開始時間
2月17日（月）～ 3月17日（月）	午前8時30分～午後4時まで	午前9時～

（注） 駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

○ **振替納税をご利用ください！**

振替納税は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税にご利用になれます。

振替納税をご利用になると、預貯金口座の残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても自動的に納付ができます。

振替納税のお申込は、納期限までに、e-Taxにより振替依頼書をオンライン提出していただくか、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を書面により税務署に提出してください。

（注1） 準確定申告書など、振替納税がご利用できない場合があります。また、期限内に確定申告書の提出がない場合は、ご利用できません。

（注2） 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

振替納税に関し、ご不明な点等がありましたら、八幡浜税務署の管理運営・徴収部門までお問い合わせください。（八幡浜税務署 TEL0894-22-0800）

「国税庁ホームページ」



○ 八幡浜税務署 人事異動情報(令和6年7月10日付)

官 職	転 入 者		転 出 者	
	氏名	旧所属署部門	氏名	新所属署部門
署 長	川松 邦治	高松国税局 企画課	西泉 敬介	高松国税局 個人課税課
総務課長	山田 和弘	高松国税局 企画課	安松 光之	今治税務署 総務課

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

※個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

計画的な納税資金の積立てには「**予納ダイレクト**」が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手段です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する手法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合と事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に均等額を予納すると...



6月×日 9月×日 12月×日 納期限



毎月の納付が少なくて済みます。

蓄積したダイレクト納付。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

※消費税課税制度適用の場合の積立目安額(円)

区分	卸売業(第1種事業者)	小売業、貸付業(飲食店等の割烹に該当するものは第2種事業者)	農林漁業(先給に該当するものは第3種事業者)	飲食店等(第4種事業者)	金融・保険業、運輸通信業等(第5種事業者)	不動産業(第6種事業者)
区分	90%	90%	70%	50%	50%	40%
積立率	10%	20%	30%	40%	50%	60%
年間消費税込額	1000	1000	1000	1000	1000	1000
年間消費税額	80	80	60	40	40	30
積立額	8.0	16.0	18.0	16.0	20.0	18.0
2000	160	160	120	80	80	60
積立額	16.0	32.0	36.0	32.0	40.0	36.0
3000	240	240	180	120	120	90
積立額	24.0	48.0	54.0	48.0	60.0	54.0

※消費税額が1000万円を超え、かつ課税売上高が1000万円を超える事業者は、積立率を10%とし、積立額を100万円とします。

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、約**1.7万円**になります。

インボイス発行事業者の方!

Q「2割特例」ご存じですか?

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とするおなかできる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 <small>万円</small>	50 <small>万円</small>	10 <small>万円</small>	0.9 <small>万円</small>
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター

Tel0120-205-553

受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



書かない✕確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

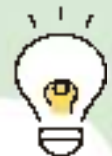


スマホで
サクッと♪

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能

確定申告期間
24時間利用可能

申告書が
データで取得可能

添付書類
提出不要

早期還付
(3週間程度で還付)

※前年度確定申告
1月1日以前に申告した還付

納税証明書は スマホで

請求・受取 できます!



納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**
 ※書面での請求の場合は、
 1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
 [納税証明書の交付請求(電子交付用)]
 を選択 ※e-Taxを初めてご利用になる
 場合は、アカウントの作成が必要です

個人の方

<https://www.e-tax.nta.go.jp/login/accept/individual>



法人の方

<https://www.e-tax.nta.go.jp/login/accept/corporation>

ステップ② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
 マイナンバーカードまたは
 マイナンバーカードを
 電子署名を行います。



ステップ③ 電子発行・受取

メッセージボックスに
 手数料の案内が格納されます。
 インターネットバンキング等と
 手数料決済後、納税証明書データを
 ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
 スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
 代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/pre-taxsoftweb/pre-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は次のページへ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取



STEP
01



自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Tax初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です

STEP
02



税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号照会書類(マイナンバーカードなど)※2

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号照会書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示(足れるもの)と2枚の提示が必要な場合があります。
※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP
03



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円



STEP
04



納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取



請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。



【注】マイナンバーカードなどの利用には、
インターネットバンキング(eATM)が利用可能で、手数料及び郵送料を納付する必要がたしめら



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります！

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)
がご利用いただけます。

詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

(デジタル庁) 調運ポータル

<https://www.0-central.go.jp/pos>
web-site/U2A01/O2A0101



(国土交通省) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

https://www.mhl.go.jp/tyochi_tudoukan_kensetsugyo/econsr/roent_tudoukan_kensetsugyo_econsr_1k1_000001_00010.html



消費税の期限内納付を忘れずに。



消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者
の方は振替納税
も利用できます。

確定申告書等作成コーナー
で手軽に申告書が
作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。なお、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



西予市の

新鮮で安心・安全なふるさとの味

「野菜」や「加工品」を収集し

松山のコープ3店舗(インショップ)へ毎朝トラックで届けています。

消費者と生産者の

顔の見える農産物の直接販売を通して

信頼関係を築いています。



「山のちからは人のたから」。

西予市は海拔0m~1,400までの豊かな環境の中、海産物・農産物が豊富に食べられます。そのたからものを、私たちは毎日松山市まで配送しています。地産地消から、地産外商へ。西予市の美味しいものは、都市部のお客様にも信頼をいただいております。

農家さんは言います。「自分とこで食べきらんけん、ちょっとでも販売してみたらどうかと思うて」「孫のお小遣いにするんよ」。百姓百品に出荷者登録していただく理由は様々。しかし、一番は「生きがい」です。田舎でやることがある。都会から子供らが呼んでくれるけど、野村におらんといけんのよ。そんな言葉も聞いたことがあります。

百姓百品は、そんな皆さんの最初の一步になりたいです。西予市で生きて行く。その日常の中に百姓百品があれば幸いです。

百姓百品

山のちからは人のたから



愛媛県西予市野村町野村12-15

電話番号：070-5682-4756

開店時間：9:15-16:30

代表取締役 福井 美咲



法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

保障はそのまま！

集団扱

集団扱への
変更は
早い方がお得!

個別扱

月払

4,780円

変更すると...
集団扱へ

月払

4,480円

月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

2024年1月現在

- 1 簡単な手続きで変更ができます。
- 2 担当代理店の変更はありません。
- 3 保障内容の変更はありません。

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から**総合型V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

松山支社/
愛媛県松山市三番町4-12-4（松山大同生命ビル6F）
TEL 089-921-7391

AIG AIG損害保険株式会社

愛媛支店/
愛媛県松山市三番町4-8-11（AIG松山ビル）
TEL 089-946-3815

F-2023-0005（2023年5月16日）
23-073010 2023-05